第１章　大井町駅周辺地区バリアフリー計画の改定

1-1　これまでの経緯と成果

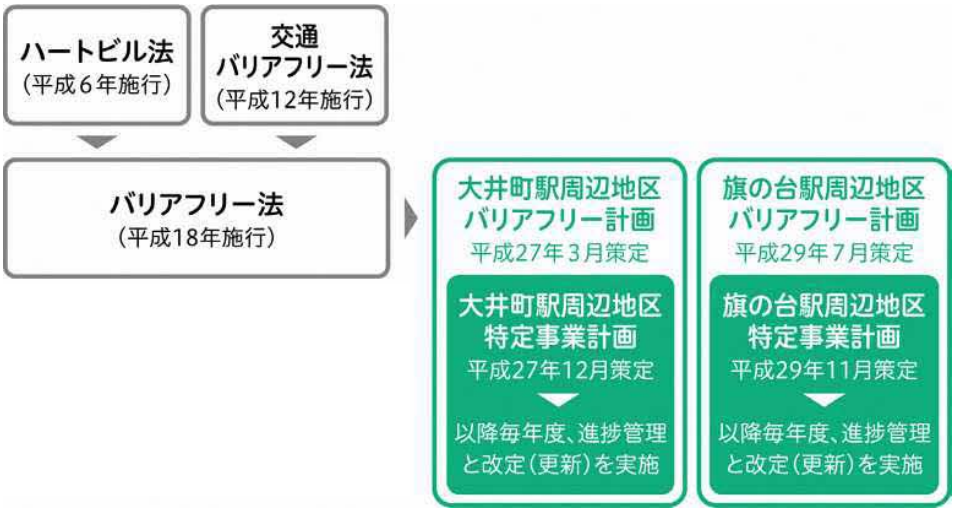
(1)これまでの経緯

平成18年に、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(通称、ハートビル法)」と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(通称、交通バリアフリー法)」が統合・拡充され、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下「バリアフリー法」という)」が施行されました。

品川区はこれを踏まえ、平成27年3月に大井町駅周辺地区、平成29年7月に旗の台駅周辺地区を対象にバリアフリー計画を策定し、バリアフリー化に取り組んできました。

計画策定後、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、平成30年および令和2年にバリアフリー法が一部改正され、基本理念として「共生社会の実現※1」および「社会的障壁の除去※2」が定められ、より一層の「心のバリアフリー」の推進が求められています。

図 1-1　バリアフリー法制定の経緯と品川区における計画の策定



※1　共生社会の実現：障害の有無、年齢、性別、国籍などに関係なく、全ての人が互いに認め合い、支え合いながら、安心して暮らせる社会をつくること

※2　社会的障壁の除去：障害のある人にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のことを取り除くこと

(2)大井町駅周辺地区におけるこれまでの成果

平成27年3月に策定した大井町駅周辺地区バリアフリー計画(以下「前計画」)では、基本目標を「すべての人にやさしい安全・安心・快適に回遊できるまちなかの実現」とし、その目標を達成するために基本方針を以下のとおり定めています。

・区全域におけるバリアフリー化をめざした段階的な取組の推進
・区民・事業者との協働による取組の推進
・心のバリアフリーの推進

これまで基本方針に基づき、各事業者が取り組む事業(特定事業)を設定し、重点整備地区におけるバリアフリー化を推進してきました。

特定事業の進捗状況は、下表に示すとおりです。

表 1-1 前計画による特定事業の進捗状況(令和 7 年 3 月時点)

	事業数	完了	一部完了	着手済	検討中	進捗率※
ア. 公共交通特定事業	14	6	7	—	1	92.9%
イ. 道路特定事業	15	8	2	2	3	80.0%
ウ. 都市公園特定事業	3	2	—	—	1	66.7%
エ. 建築物特定事業	5	3	—	—	2	60.0%
オ. 交通安全特定事業	7	1	2	4	—	100.0%
カ. その他の事業	12	3	1	1	7	41.7%
合計	56	23	12	7	14	75.0%

※進捗率=(完了+一部完了+着手済)/事業数

図 1-2 前計画により完了した主な特定事業

ア. 公共交通特定事業



可動式ホーム柵の設置（大井町駅）

イ. 道路特定事業



歩道のセミフラット化・点字ブロックの整備
（大井町駅前中央通り）

ウ. 都市公園特定事業



バリアフリー仕様の水飲み台設置
（しながわ中央公園）

エ. 建築物特定事業



案内設備までの点字ブロックの整備
（区立中小企業センター）

オ. 交通安全特定事業



音響機能の整備（品川区役所前交差点）

カ. その他の事業

●連絡通路の一部を自動ドアへ整備
シングル館とツイン館の連絡通路
（アワーズイン阪急）

●エレベーターでのご案内
●筆記用テーブル等での対応
（品川郵便局）

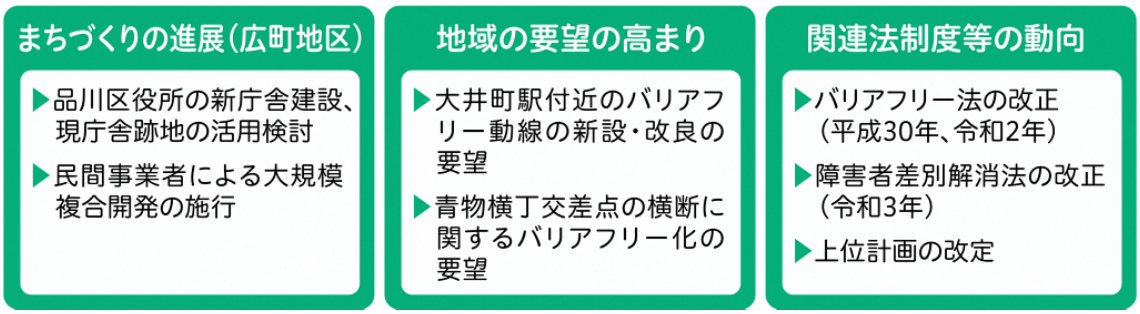
1-2 改定の目的・位置づけなど

(1)改定の背景・目的

1)背景

前計画の策定から10年が経過する中で、大井町駅周辺地区においては大きくまちづくりが進展しているほか、周辺地域を含めたさらなるバリアフリー化の要望が高まっています。また、関連法制度等が改正されています。

図 1-3 計画改定の背景



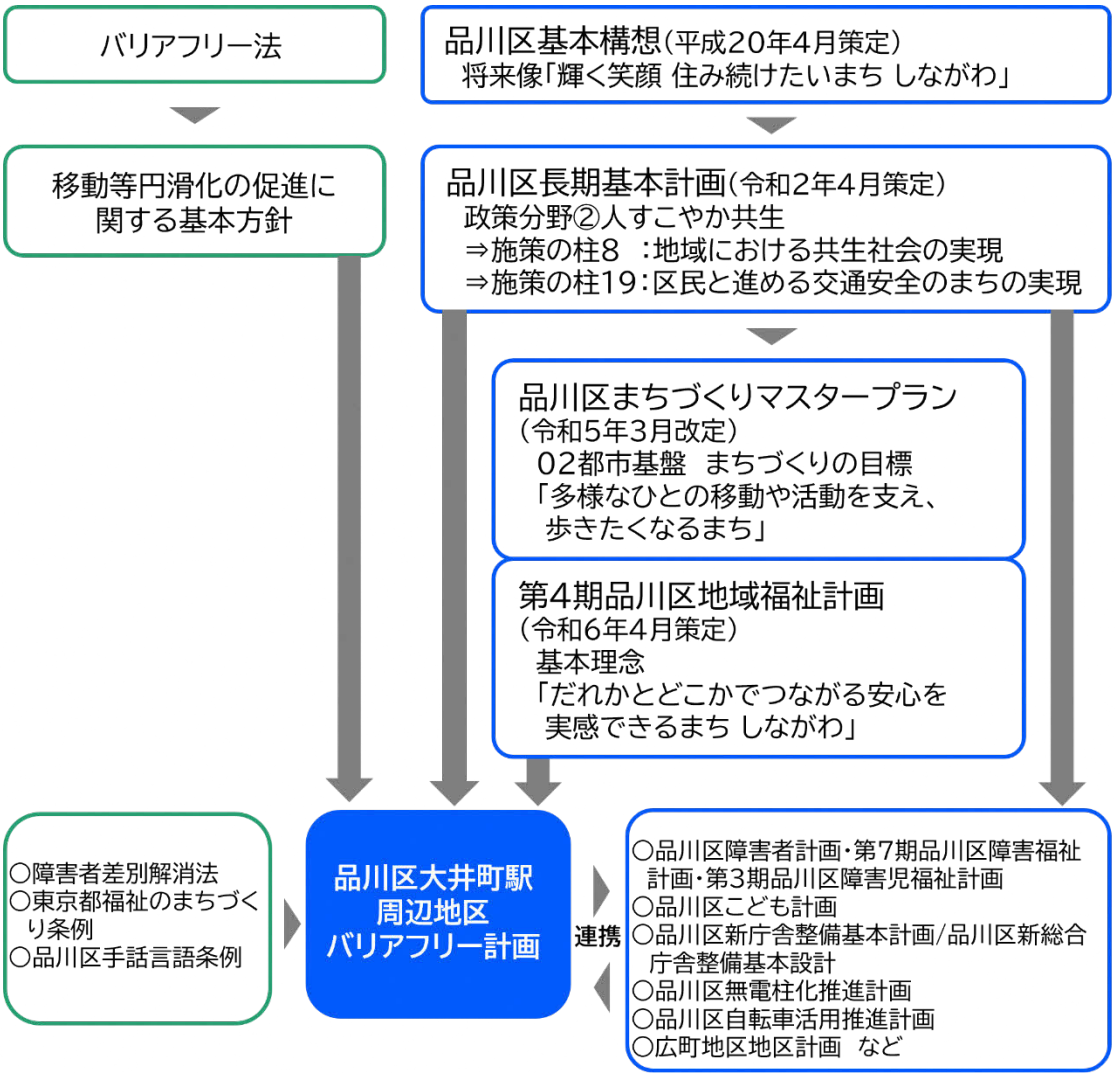
2)目的

まちづくりの進展や地域の要望、法改正等を踏まえ、重点整備地区の拡大や新たな特定事業を位置づけることにより、商業・業務・文化の拠点である大井町駅周辺の面的なバリアフリー化をより一層推進することを目的とします。

(2)位置づけ

品川区大井町駅周辺地区改定バリアフリー計画(以下「本計画」)は、バリアフリー法および国が定めた「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき策定するものです。また、「品川区基本構想」および「品川区長期基本計画」、「品川区まちづくりマスタープラン」、「第4期品川区地域福祉計画」に整合するとともに、「品川区障害者計画・第7期品川区障害福祉計画・第3期品川区障害児福祉計画」を始めとする関連計画等との連携を図ります。

図 1-4 位置づけ



1-3 関連法制度等の動向について

(1)バリアフリー法

1)バリアフリー法の概要

バリアフリー法は、高齢者や障害者(身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者を含むすべての障害者)、妊産婦、けが人などの移動や施設利用の利便性、安全性の向上を促進することを目的としています。

具体的には、公共交通機関、建築物、道路、公園等のバリアフリー化を推進するため、各施設を整備する際にバリアフリー整備の基準への適合義務を課しています。

また、鉄道駅を中心とした地区や高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進するため、区市町村が、その地区のバリアフリー化の方針(移動等円滑化促進方針)や事業の推進に関する計画(バリアフリー基本構想※)を策定することを努力義務としています。

図 1-5 バリアフリー法の概要



出典:国土交通省webサイト〉令和2年度 改正バリアフリー法〉国土交通省における最近の主な取組

※バリアフリー基本構想:品川区のバリアフリー計画に相当

2)バリアフリー法改正の概要

平成30年および令和2年のバリアフリー法改正の概要は、以下のとおりです。

表 1-2 平成 30 年のバリアフリー法改正の概要

1. 理念規定／国および国民の責務

●理念規定を設け、共生社会の実現、社会的障壁の除去に留意すべき旨を明確化

●心のバリアフリーの推進の観点から、国および国民の責務に、高齢者、障害者等に対する支援を明記

2. 公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進

●駅員による介助や職員研修等のソフト対策のメニューを新たに提示

●公共交通事業者等に対し、計画作成、取組状況の報告および公表を義務付け

3. バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化

●市町村が、駅、道路、公共施設等の一体的・計画的なバリアフリー化を促進するため、バリアフリーの方針を定める「移動等円滑化促進方針(マスタープラン)」を創設

4. さらなる利用し易さ確保に向けた様々な施策の充実

●公共交通機関に加え、道路、建築物等のバリアフリー情報の提供を努力義務化

●貸切バス・遊覧船等の導入時におけるバリアフリー基準適合を義務化

出典:国土交通省webサイト 改正バリアフリー法について

表 1-3 令和2年のバリアフリー法改正の概要

1. 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化

●公共交通事業者等に対して、ソフト基準の遵守を義務付け

●公共交通機関の乗継円滑化のため、移動等円滑化の措置の協力に関する公共交通事業者等同士の協議への応諾義務を創設

2. 国民に向けた広報啓発の取組推進

【優先席、車椅子使用者用駐車施設等の適正な利用の推進】

●国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用の推進」を追加

【区市町村等による「心のバリアフリー」の推進】

●バリアフリー基本構想に記載する事業メニューの一つとして、「心のバリアフリー」に関する事項(教育啓発特定事業)を追加

3. バリアフリー基準適合義務の対象拡大

●新設の際のバリアフリー基準適合義務の対象施設に公立小中学校およびバス等の旅客のための道路施設(旅客特定車両停留施設)を追加(既設のものは基準適合努力義務)

出典:国土交通省webサイト〉令和2年度 改正バリアフリー法〉国土交通省における最近の主な取組

(2)障害者差別解消法

1)障害者差別解消法の概要

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下、「障害者差別解消法」という)は、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、平成25年6月に制定されました。

対象となる障害者は、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人(発達障害や高次脳機能障害のある人も含む)、その他の心や体のはたらきに障害(難病等に起因する障害も含む)のある人で、障害や社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象です。(障害児も含む)

具体的な措置として、行政機関等や事業者(企業・店舗・ボランティア団体等)が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止する「不当な差別的取扱いの禁止」、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応する「合理的配慮の提供」が求められています。

2)障害者差別解消法の改正

令和3年5月に障害者差別解消法が改正され、令和6年4月1日に施行されました。改正法では事業者に対して、「合理的配慮の提供」を義務付けました。

表 1-4 改正前・改正後

【改正前】

	不当な差別的取扱いの禁止	合理的配慮の提供
行政機関等	義務	義務
事業者	義務	努力義務

【改正後】

	不当な差別的取扱いの禁止	合理的配慮の提供
行政機関等	義務	義務
事業者	義務	義務

出典:内閣府 web サイト〉・障害を理由とする差別の解消の推進
・改正障害者差別解消法が施行されました
・障害者の差別解消にむけた理解促進ポータルサイト

(3)東京都福祉のまちづくり条例

東京都福祉のまちづくり条例は、ユニバーサルデザインを基本理念とし、高齢者や障害者を含めたすべての人が、安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを進めることを目的とする条例です。

建築物では移動等円滑化経路等の整備、道路では歩道の有効幅員の確保など、対象施設の区分に応じ、「整備基準」を定めており、施設所有者・管理者に対して、施設の新設や改修に際して基準への適合を求めています。

本計画では、生活関連施設および生活関連経路の同条例への適合を図るとともに、多様なひとが使いやすい施設整備を推進します。

(4)品川区手話言語条例

手話は、手話を必要とする聴覚障害者にとって、生きていく上で必要不可欠な大切な言語です。

区は、手話が言語であるとの認識のもと、手話による意思疎通が図りやすい環境の整備を推進し手話を必要とする方が安心して生活することができる地域社会を実現することを目的に、令和3年7月15日に、品川区手話言語条例を制定しました。

本計画では、手話をはじめとするコミュニケーション手段の充実などにより、情報バリアフリーを推進します。

図 1-6　手話の理解促進ロゴマーク



(5)区の取り組み姿勢

区では、区民の幸福(しあわせ)すなわちウェルビーイングを「区民一人ひとりが幸福で肉体的、精神的、社会的において満たされた状態にあること」と定義し、区民のウェルビーイング向上に向けてさまざまな取り組みを進めています。

出典:品川区総合実施計画 品川区総合戦略 第2次計画期間(2025-2029)

(6)SDGs

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)とは、平成27年に国連サミットにおいて全会一致で採択された「誰一人取り残さない」という理念のもと、「持続可能な世界を実現する」ことを目指した、令和12年を達成期限とする17のゴール、169のターゲット、および、その進展を評価するための指針を持つ包括的な目標です。

区は、令和6年度から令和8年度の3か年の取り組みをまとめた「品川区SDGs未来都市計画」を策定し、内閣府から令和6年度の「SDGs未来都市」に選定され、また「自治体SDGsモデル事業」にも選定されました。

本計画では、以下のゴールを踏まえ、バリアフリーの取り組みを進めます。



【目標3】すべての人に健康と福祉を
住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。



【目標5】ジェンダー平等を実現しよう
自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。



【目標9】産業と技術革新の基盤をつくろう
自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。



【目標 10】人や国の不平等をなくそう
差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。



【目標 11】住み続けられるまちづくりを
包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。



【目標 16】平和と公正をすべての人に
平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。



【目標 17】パートナーシップで目標を達成しよう
自治体は公的/民間セクター、市民、NGO/NPO などの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

出典:品川区SDGs未来都市計画、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構「私たちのまちにとっての SDGs(持続可能な開発目標)ー導入のためのガイドラインー」

コラム

みんながいっしょに暮らせるまちへ
～障害者差別解消法ハンドブック～

障害のある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重しながら共に暮らす社会を目指している「障害者差別解消法」では、

●障害を理由とした**不当な差別的取扱いをしない**こと

●困りごとに対し、負担が重すぎない範囲で対応すること（**合理的配慮の提供**）

が求められています。

品川区では、この考え方をわかりやすく伝えるため、区民向けのハンドブックを作成し、区ホームページや障害者施策推進課窓口などで公開・配布しています。

ハンドブックでは、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、内部障害、重症心身障害・医療的ケアが必要な人、知的障害、発達障害、精神障害、高次脳機能障害、難病などについて、主な特徴や困難なこと、サポートするときのポイントを記載しています。



合理的配慮の提供例

●筆談や分かりやすい言葉などで説明する

●段差や案内などで困っていそうな人に声をかける

どのような障害や困難があるかを知ることが、
理解や協力、心のバリアフリーへの第一歩です。
一人ひとりの少しの気づきと行動が、だれもが過ごしやすいまちにつながっていきます。

© 2026 SANRIO CO., LTD. APPROVAL NO. L664722

コラム

手話は言語　手話でつながる
手話とは？～手話を必要とする方にとって大切な言語です～

品川区では、令和３年７月に「品川区手話言語条例」を制定し、「手話は言語である」との認識のもと、手話を必要とする方が安心して生活することのできる地域社会の実現を目指しています。

あいさつや簡単な会話など、日常の中で使われる手話にふれる機会として、区民の方や区職員向けの手話体験講座や、区内の事業者や町会・自治会向けの手話出張講座なども開催しています。

「わかりたい」「伝えたい」。その気持ちが何よりも大切です。

手話にふれることが、コミュニケーションの幅を広げるきっかけになります。

【手話普及動画】シナモン　友達になれたモン
～手話は言語　手話でつながる～

令和３年７月に「品川区手話言語条例」を制定したことを契機に、区民の方に対して手話の理解促進を図るため、手話普及動画を制作しました。



© 2026 SANRIO CO., LTD. APPROVAL NO. L664722